

# 上下水道料金基準表

山形県遊佐町



水道料金基準表（月額）

（円、消費税10%込）

口径別及び 種目別	基本水量 (m <sup>3</sup> )	基本料金	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	加入金
13mm	10	2,090	319	44,000
20mm	10	2,310	319	73,700
25mm	10	2,970	319	147,400
30mm	30	9,570	352	293,700
40mm	40	12,760	352	542,300
50mm	50	16,500	352	924,000
75mm	100	31,900	352	2,563,000
100mm	100	36,300	352	5,280,000
学校用	100	24,200	352	メーター口径による
プール用	1	352	352	
◎ 公共栓	5	660	319	
臨時用	1	550	550	
私設消火栓 演習用	1回 5分以内	2,200	-	

◎公共栓：集落公民館、消防施設（消防署以外のポンプ小屋等）、公衆用トイレ、公園の水栓

●増径の場合、加入金は元の口径との差額を請求します。

（13mmから20mmに増径する場合、73,700-44,000=29,700円になります）

下水道使用料金基準表（月額）

（円、消費税10%込）

種目別	基本水量 (m <sup>3</sup> )	基本料金	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)
一般用	5	1,100	-
	10	1,760	使用量50m <sup>3</sup> まで198円、51m <sup>3</sup> から231円
集落公民館	5	880	使用量50m <sup>3</sup> まで198円、51m <sup>3</sup> から231円
公衆浴場 法適用施設	10	1,760	11m <sup>3</sup> から 66円

・検針から請求まで

当月の20日ごろから月末まで順次検針員が伺います。

数値の集計後、翌月15日に請求書を発送します。納期限は請求書発送月の末日です。

口座振替の場合は翌月27日に振替になります（金融機関が休みの場合は翌営業日）。

振替不能の場合は翌翌月初めに納付書を送付します。納付書に記載されている金融機関でお支払いください。

